

議会改革に取り組んでいます

議会改革特別委員会報告

町議会では、身近で信頼される議会、透明性のある開かれた議会を目指し、議論を進めてきました。議会改革特別委員会の内容や結果を報告します。

アンケートで寄せられた意見にお答えします

議員報酬を削減しています

月まで、議長、副議長、議員の報酬をそれぞれ10%、7%、5%減額しています。なお、伊達郡内で減額し

Q 議員報酬が高すぎ
き。もっと減らすべ

A 大震災への対応のため、平成23年7月
から議員任期の平成27年6



議会改革特別委員会の様子(役場仮庁舎)

■町村議員報酬の比較

	議長	副議長	議員
国見町	30万4200円	23万6200円	21万6600円
伊達郡平均	32万6733円	24万8066円	22万4200円
県平均	27万6443円	22万2308円	20万7434円

■町村議員定数の比較

	人口	議員定数
国見町	9956人	12人
伊達郡平均	1万2693人	14人
県平均	9063人	12人

ているのは国見町だけです。

現在の議員数は、平均的な数です

Q 議員の人数をもつと減らすべき。

A 平成19年4月に議員定数を18人から6人(3分の1)減らし、12人

にしました。県内の町村議会議員の平均人数は12人程度です。

議員年金は廃止されています

Q ほかの町村では議員年金がないと聞いたが、国見でもなくすべき。

A 議員年金は、国の法律に基づき支払われていましたが、財源の確保が難しくなり、平成23年6月に廃止されています。

これまでの議会改革の取り組み

平成18年6月	一般質問を「一括質問・一括答弁方式」から「一問一答方式」に変更 議会開催のお知らせ(チラシ)を全戸に配布
平成18年11月	町民(農商工代表者)との懇談会(まちづくりや議会要望など)
平成19年4月	議員定数を18人から12人に削減 委員長報酬の廃止 費用弁償(議会や委員会に出席するための交通費)の廃止
平成20年2月	町民との懇談会(児童数の減少などの学校問題)
平成20年4月～平成21年3月	議員報酬を5%削減
平成21年4月～平成27年6月(平成23年4～6月を除く)	議長、副議長、議員の報酬をそれぞれ10%、7%、5%削減
平成25年3月	議会改革特別委員会を設置し、16回の委員会、先進地調査、研修会参加などを実施

町民と接する機会を増やします

Q もっと議会の内容を説明して、町民の声を聞いてほしい。身近な

A 活動が必要では。議会基本条例に規定する議員報告会や一般会議を活用し、身近で信頼される議会、透明性のある開かれた議会を目指します。

議会基本条例策定へ町民説明会を開催します

町民の皆様、議会基本条例（案）を直接説明し、議会改革の活動状況を知っていただき、同時に議会運営や議員活動に対する貴重なご意見などをお聴かせいただくため、説明会を開催します。

皆様多数のご参加をお待ちしております。

開催日時 平成26年2月14日(金曜日) 午後1時30分

場 所 観月台文化センター大研修室

内 容 ①なぜ議会基本条例が必要なのか
②議会基本条例(案)の説明

「国見町議会基本条例(案)」への意見を募集します

「国見町議会基本条例(案)」は議会ホームページ
(<http://www.town.kunimi.fukushima.jp/groups/gikai/>)で公開しますので、ご意見をお寄せください。

■募集期間 平成26年2月7日(金)～2月21日(金)

■提出できる方 町内に住所のある方

■提出方法

1. 議会事務局に直接提出
2. 郵送(2月21日(金)当日消印有効)
3. ファクス 024-585-2181(議会事務局宛)
4. 電子メール gikai@town.kunimi.fukushima.jp

様式はありませんが、意見を提出する場合は、住所、名前を記入してください。

問い合わせ

議会事務局 ☎024-585-3295

国見町議会基本条例(案)の概要

■町民と議会

―開かれた議会―

- ・情報公開を徹底し、町民への説明責任を果たします。
- ・説明責任と意見聴取の場として、「議会報告会」を開催します。
- ・議会の視点で、様々な手段を活用して、町民に情報を提供します。

■議会及び議員の活動原則

- ・町民の代表であることを自覚し、町民に開かれた、町民参加の議会を目指します
- ・町民に議会資料などを提供し、わかりやすい議会を目指します。
- ・多様な町民意見を反映するため、議員の間で議論を深めます。

- ・選挙で選ばれたことを自覚し、資質向上に努力します。
- ・町民の代表として倫理性を自覚し、行動します。
- ・町民の代表として、その責務を果たします。

■議員間の討論の拡大

- ・自由討議で多様な意見から合意形成を図ります。
- ・討議の中から積極的に議案を提出できるよう努めます。

■議会機能の充実強化

- ・能力向上や積極的に研究会を開き、議員研修の充実強化に努めます。

■議会改革の推進

- ・議員と町民が自由に意見交換できる場「一般会議」を設置します。

■議会における議論の活性化

- ・質問・答弁を町民にわかりやすくするため、質疑を「二問一答方式」で行います。
- ・質問の論点・争点を明確にするため、町長などに質問の趣旨を確認する発言を認めます。